

八戸市の男女共同参画事業の概要

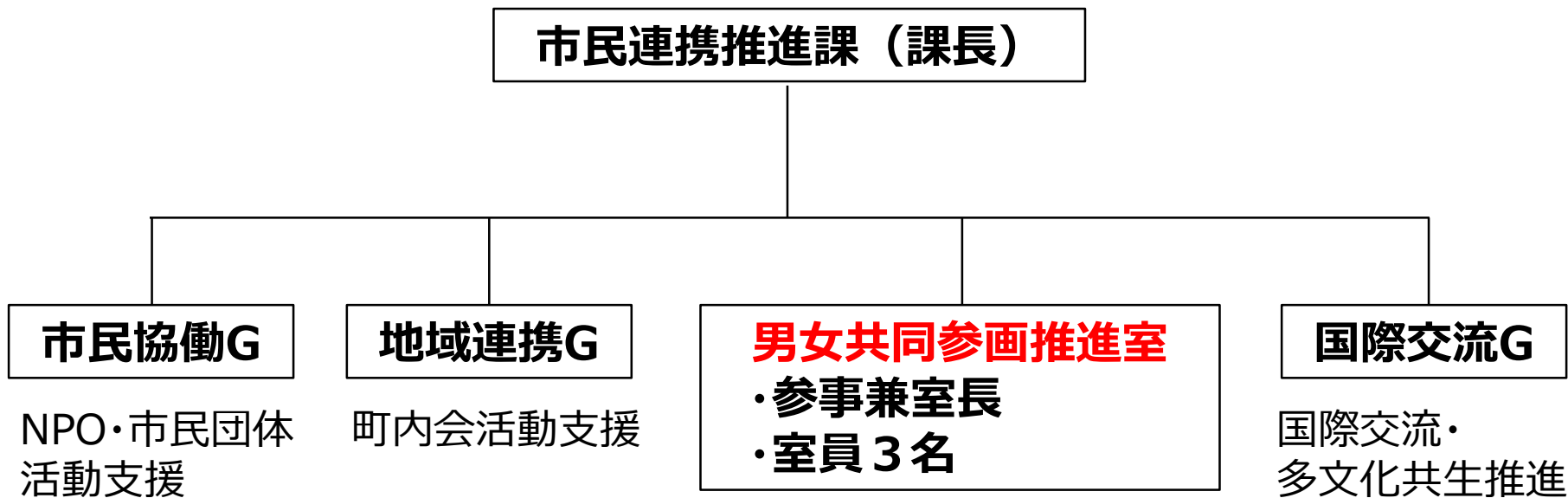
八戸市における男女共同参画推進の経緯

- 平成6年度 ・「八戸市女性行動計画策定会議」を立ち上げ
- 平成8年度 ・「男女共同参画社会をめざすはちのへプラン」及び
実施計画を策定し、市独自の実効性ある取組を開始
- 平成13年度 ・「八戸市男女共同参画基本条例」制定
・「はちのへプラン」を「第1次八戸市男女共同参画
基本計画」に位置付け、取組期間を5年延長
・市議会において「男女共同参画都市宣言」を決議
- 平成14年度 ・「八戸市男女共同参画審議会」初開催
委員任期2年、現在は第12期
(委員は女性7名、男性3名の計10名)

八戸市における男女共同参画推進の経緯

- 平成17年度 ・「第2次八戸市男女共同参画基本計画」策定
- 平成23年度 ・「第3次八戸市男女共同参画基本計画」策定
- 平成28年度 ・「第4次八戸市男女共同参画基本計画」策定
計画の一部を女性活躍推進法に基づく市町村
推進計画に位置付ける
- 令和3年度 ・「第5次八戸市男女共同参画基本計画」策定
- 令和5年度 ・市民連携推進課内に「男女共同参画推進室」を
新設し、性的マイノリティ関連業務を含めて
総合的に取り組む

男女共同参画事業の推進体制



令和4年3月に第5次八戸市男女共同参画基本計画を策定し、取組のさらなる強化を図る必要があったこと及び、福祉関係部署にあった性的マイノリティに関する事務を含めて総合的に取り組む必要があったことから、令和5年4月に「男女共同参画グループ」から再編し、「男女共同参画推進室」を新設した。

八戸市男女共同参画基本条例

市では、男女共同参画社会基本法（平成13年1月6日施行）の理念に基づき、「八戸市男女共同参画基本条例」を制定（平成13年10月1日施行）し、市の男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、様々な事業を推進している。

- 各主体の責務（第4条～第6条）
市、市民、事業者それぞれの責務を記載
- 基本計画の策定（第7条）
男女共同参画を推進するための指針となる基本計画を策定しなければならない
（男女共同参画社会基本法では市町村の計画策定を努力義務としているが、本条例により計画策定を義務化した）
- 男女共同参画推進月間（第12条）
毎年10月を男女共同参画推進月間と定め、重点的に啓発活動を行う
- 年次報告（第13条）
毎年、男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況を公表しなければならない
- 男女共同参画審議会（第17条）
男女共同参画の推進に資するため、八戸市男女共同参画審議会を置く

八戸市男女共同参画審議会

男女一人ひとりが生き生きと暮らせる男女共同参画社会の実現を目指すことを目的に、「八戸市男女共同参画審議会」を設置している。

<第12期委員名簿>

所属	委員名
八戸工業大学感性デザイン学科准教授	安部 信行
ワーズアンドキャリア代表	楳内 有希子
八戸学院大学地域経済学科特任教授	堤 静子
八戸社会福祉協議会事務局長	間山 路代
青森県社会保険労務士会八戸支部長	島守 雅之
日本政策金融公庫八戸支店長	高木 功
連合青森三八地域協議会事務局長	武部 千賀子
八戸商工会議所女性会理事	宮守 洋子
青森労働局雇用環境・均等室長	居石 淳子
公募委員	高橋 葵

○設立年
平成14年

○委員任期
2年

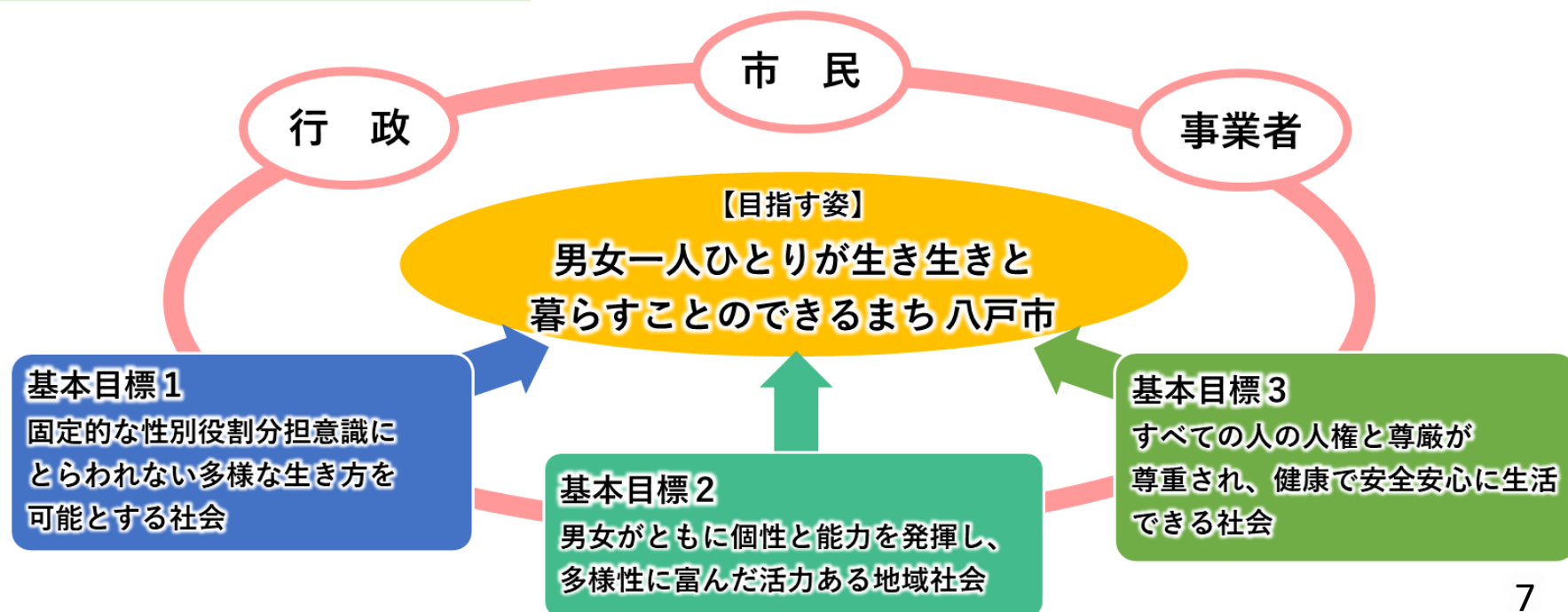
○委員数
10人（定数15人以内）

○男女比
男性30% 女性70%

第5次八戸市男女共同参画基本計画

- ・令和4年3月に、令和8年度までを計画期間とする「第5次八戸市男女共同参画基本計画」を策定。
- ・「男女一人ひとりが生き生きと暮らすことのできるまち 八戸市」を目指し、その実現のために3つの基本目標を定め、「地域における男女共同参画の推進」など、16施策121事業（再掲含む、R6.4.1現在）に取り組んでいる。

第5次基本計画のイメージ図



八戸市の男女共同参画の取組事例

男女共同参画意識啓発講演会



弁護士の菊地幸夫氏による講演会の様子

令和5年度 八戸市民大学講座（第9講義）
令和5年10月23日 八戸市公会堂文化ホール

八戸市男女共同参画推進月間
八戸市男女共同参画推進月間
八戸市男女共同参画推進月間



《八戸市男女共同参画意識啓発講演会併催》

仕事も家庭も一生懸命

～菊地流ワーク・ライフ・バランス～

講師

弁護士
菊地幸夫 さん

番町法律事務所。中央大学法学部卒業。
元司法研修所刑事弁護教官。現在は、
社会福祉法人練馬区社会福祉事業団理
事、公益財団法人日本バレーボール協
会監事も務められています。
弁護士業務やメディア出演など、多忙
な毎日の中で実践しているタイムマネ
ジメントの極意を、楽しいエピソード
を交えてお話しいたします。



「行列のできる相談所」や情報番組の
コメンテーターとしておなじみの弁護士

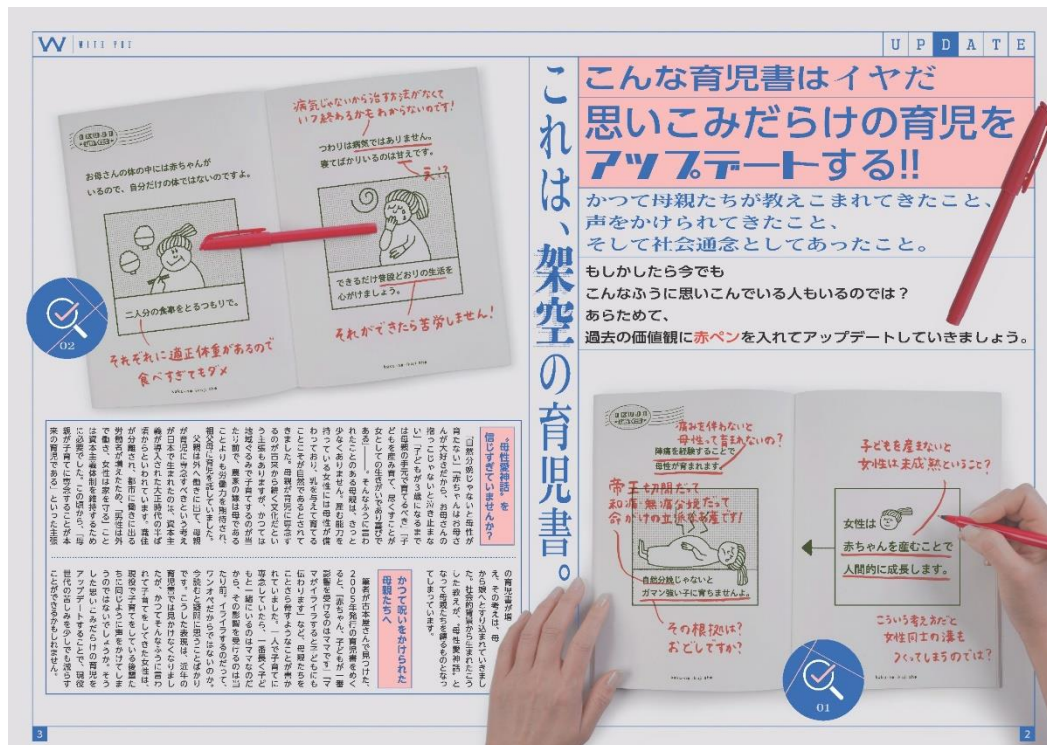
令和5年度ポスター

八戸市民大学の講座の一つとして、「八戸市男女共同参画推進月間」である10月に、著名な講師の方をお招きし、広く市民の皆様を対象に、男女共同参画に関する講演会を開催しています。

（令和6年度はシンガーの木山裕策氏を講師に招いて開催予定）

八戸市の男女共同参画の取組事例

男女共同参画社会を考える情報誌「WITH YOU」



2024年春号

年2回情報誌を作成し、公共機関や商業施設、学校、企業、銀行などへの配布のほか、イベント会場でも配布しています。
バックナンバーを含め、市のホームページからデータをダウンロードできます。

八戸市の男女共同参画の取組事例

意識啓発活動

ヴァンラーレ八戸ホーム戦での
啓発用ポケットティッシュ配布の様子



はちのへホコテンへの
ブース出展の様子



毎年10月の「八戸市男女共同参画推進月間」に、市内プロスポーツチームの試合会場や商業施設に出向き、啓発ティッシュを配布しています。はちのへホコテンなどのイベントに出向き、パネルアンケートの実施や啓発グッズの配布を行っています。

八戸市の男女共同参画の取組事例

女性チャレンジ講座



講座の様子



行政講座（施設見学）

職場や地域社会での活躍が期待される女性を対象に開催しています。受講者はグループワークや行政講座等に参加しながらビジネススキルの向上や他参加者とのネットワークづくりを図り、2年目にはグループ毎に行政課題研究に取り組み、市長への企画提案を行っていただいています。

八戸市の男女共同参画の取組事例

LGBT等理解促進事業



性的マイノリティ関連講座

「LGBTQ+」とは？

「LGBTQ+」とは、以下の言葉の頭文字を組み合わせたもので、性のあり方が全体から見ても少数とされる性的マイノリティの人たちを表す言葉として使われることがあります。

- L** Lesbian レズビアン
同性を好きになる女性
- G** Gay ゲイ
同性を好きになる男性
- B** Bisexual バイセクシュアル
同性・異性ともに好きになり得る人
- T** Transgender トランスジェンダー
「この性の性」と「からだの性」が一致しない人
- Q** Questioning クエスチョニング
性のあり方についてわからない人、決めていない人
- +** プラス
「LGBTQ」に含まれない、さまざまな性のあり方を含めた表現

「SOGI」とは？

「LGBTQ+」のように特定の人々を表す言葉ではなく、誰もが持っている「性的指向」と「性自認」のことで、頭文字をとって「SOGI」といいます。

好きになる性 性的指向 Sexual Orientation
この性の性 性自認 Gender Identity

多様性を認め合う社会のために

当事者やその身近な人の不安は、差別・偏見を受けることに加えて、周囲の無理解も大きく関係します。男女の区分や異性愛が当たり前の前提だけで、行動や発言をしていないか、もう一度自分を見つめてみましょう。

- ①「知る」ことから始めよう
正しい知識を得ることは、理解することへの第一歩になります。
- ② 尊厳を傷つける言葉に気を付ける
普段、何気なく使っている言葉が当事者にとって不快な言葉になっていないか配慮しましょう。例えば「ホモ」「オカマ」「レズ」などの言葉は侮蔑的な意味合いで使われてきたことから、使用することは避けましょう。
- ③ 自分の当たり前を押し付けけない
性のあり方に関して無意識に決めつけをしていないか省みてみましょう。

Ally アライ
「Ally」とは、多様な性のあり方を理解し、応援・支援をしている人、または支援したいと思う人のことを指します。上に書かれた①～③を心がけ、ひとりの人間として対等に誠実に向き合う姿勢が大切です。

多様な性のあり方に関する情報を八戸市ホームページにも掲載しています。

お問い合わせ
八戸市市民連携推進課
☎ 0178-43-9217
✉ renkei@city.hachinohe.somori.jp

知ることからはじめよう、 LGBTQ+

エル・ジー・ビー・ディー・キュー・プラス



八戸市
Hachinohe City

2023年7月発行

市民向けリーフレット

LGBTなどの性的マイノリティについて、市民や職員を対象とした研修会等を通じて、性的指向や性自認に関する理解促進と意識啓発を図る取組を行っています。令和4年度に「八戸市職員にじいろガイドライン」を作成・公表したほか、令和5年度から市民向けの理解促進事業を展開しています。

重要業績評価指標

「男は仕事、女は家庭」という考え方に「同感しない」、「どちらかと言えば同感しない」と答えた方の比率

平成27年	令和 2 年	令和 8 年（目標）
61.2%	68.5%	上昇 （100%を目指す）

平成27年と比較して令和 2 年度は比率が上昇していることから、一定の事業効果はあるものと考えています。
目標の達成に向けて、引き続き各事業を推進してまいります。

重要業績評価指標

市職員の管理職（課長級以上）に占める女性の割合

H27	R2	R3	R4	R7 (目標)
13.8%	13.4%	15.2%	18.6%	17%以上

令和3年3月に策定した「女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」により、女性職員の活躍の推進に取り組んでいます。課長級以上における女性職員の割合は、徐々にではありますが上昇しており、女性職員の管理職登用が推進されてきています。

重要業績評価指標

はちのへ創業・事業継承サポートセンターの支援により起業した女性の人数（累計）

H27	R2	R3	R4	R 8 (目標)
1人	67人	84人 (17人増)	104人 (20人増)	148人

女性のキャリアアップ支援の取組の一つとして、「はちのへ創業・事業継承サポートセンター」を設置し、専門家による相談対応やセミナーの開催、情報発信などにより創業を支援しています。令和4年度は支援を受けて創業した方39名中、女性20名と男性を上回っており、順調に推移しています。

重要業績評価指標

市男性職員の育児休業取得率

H27	R2	R3	R4	R 8 (目標)
4.2%	14.8%	15.0%	37.0%	30%

子どもが生まれた職員には制度の案内を個別に行い、育児休業を実際に取得した男性職員や上司の生の声を伝える取組を行うなど、市として育児休業取得を促進し、職場においても男性職員が休みやすい環境づくりに努めた結果、令和4年度には37%となり、大きく改善されてきています。

重要業績評価指標

町内会長に占める女性の割合

H27	R2	R3	R4	R 8 (目標)
2.8%	3.4%	3.9%	3.2%	4%

町内会長に占める女性の割合は3%台にとどまっており、目標未達となっています。加入率減少や役員の高齢化など町内会活動に課題を抱える中、地域において女性会の立ち上げに向けて動き出すなど新たな取組が行われつつあることから、地域内における女性の活躍や女性町内会長の増加につながる取組を検討しています。

課内での連携事例

男女共同参画×市民協働

「女性チャレンジ講座」の受講修了後、地元小学校等への出前授業などで活躍



「高校生＆学生まちづくりコンペティション」アドバイザーを務める



女性チャレンジ講座受講生の中には、それぞれの得意分野を活かしたユニットを結成して地域活動を行ったり、それぞれの職場で活躍されるなど、講座で学んだスキルやネットワークを活かした取組を行っている方が多くいます。修了生の経験を活かして地域活動に関心のある若者や女性の活動を支援するため、交流会のゲストスピーカーやアドバイザーを務めていただいています。

課内での連携事例

男女共同参画×地域連携

町内会からの要望により、男女共同参画出前講座を開催



当課の補助制度（地域の底力実践プロジェクト）を活用して女性会を新設・活動する準備を進めている



地域の高齢化が進み、町内会における各種活動の担い手が不足する中、女性が中心となって地域活性化に取り組む地域が出てきています。従来の「婦人会」のような炊き出しなどの裏方としてではなく、女性が主体的に地域課題の解決に取り組むための組織化を図るため、町内会の活動支援を目的とした補助制度が活用されています。